

広島市規則第 37 号

令和 7 年 3 月 31 日

広島市公印管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市公印管理規則の一部を改正する規則

広島市公印管理規則（昭和 27 年広島市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の表 28 の項中「（平和推進課専用市長印を使用するものを除く。）」を削り、同表 29 の項を次のように改める。

29	市民局専用市長職務代理者印	(32)	てん書	正方形	方 24	市民局の分掌事務に関する文書	市民局市民活動推進課	市民活動推進課長
----	---------------	------	-----	-----	------	----------------	------------	----------

別表第 1 の 2 の表 105 の項中「区役所の」を「区役所」に改め、「及び福祉課」を削り、同表 106 の項中「保健所分室の事務並びに」及び「の医療政策課（地域医療係に限る。）及び」を削り、

「

保健部（中区に所在するものを除く。）	食品保健課長
中区役所、西区役所、安佐南区役所、安佐北区役所及び安芸区役所の地域支えあい課	地域支えあい課長

を
」

「

区役所地域支えあい課	地域支えあい課長
------------	----------

」に改める。

別表第 2 の 2 の表第 3 2 号を次のように改める。

(32)

広	島	市
長	職	務
代	理	者
市	民	局

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。